

新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針

令和2年11月24日

三春町新型コロナウイルス感染症対策本部

1、基本

福島県内における感染状況は、10月下旬にやや落ち着きが見られたものの、今月に入ってから大規模なクラスターが発生するなど、依然として厳しい状況にある。

首都圏や大阪府などの大都市や北海道のほか、宮城県や茨城県、新潟県などの隣県においても感染者が急増しており、いっどこで感染が拡大してもおかしくない状況が続いている。

政府は、こうした全国の感染状況を踏まえ、現在の大規模イベントに関する開催制限を、基本的に来年2月末まで継続することを決定し、福島県においても「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」が改定された。

これらを踏まえ、来年の2月末までの間における「町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針」については、以下のとおりとする。

2、イベント等の考え方

「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」(3) イベント等に関する協力依頼の記載事項に基づき次のとおりとする(詳細については「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」のとおり)。

ア 収容率及び人数上限の目安

イベント主催者及び施設管理者の双方において、イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合には、収容率及び人数上限を緩和する。

①収容率要件については、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント(クラシック音楽コンサート等)を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント(ロック・ポップコンサート等)を50%以内とする現行制度を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの(映画館等)は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。

②人数上限は、収容人数の50%(収容人数10,000人以下の場合は5,000人)として上限を設定する。

イ 事前相談

全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【イベント開催制限の考え方】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

【祭り等の行事の開催について】

- ・全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合には、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。なお、身体的距離の確保、密集の回避、飲食制限、大声を出さないことの担保、催物前後の行動管理、連絡先の把握などの条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。
- ・開催する場合には、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- ・初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、感染防止対策に取り組むこと。

3、町有施設を使用する場合は、引き続き次のことに留意する。

(1) 事前の周知

- ・当日を含め、イベント参加時や町有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等で解熱している状態も含む）、せきやくしゃみ等の呼吸器症状がある方、体調不良の方、感染地域への訪問歴が14日以内にある方はイベント等への参加又は施設利用をご遠慮いただくことを周知する。

(2) 開催時等の対応

- ・会場や施設の入り口手指消毒の資材等を配置する。
- ・多くの方が触れる場所（ドアノブ等）をこまめに消毒（アルコールや次亜塩素酸ナトリウム液）する。
- ・換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においては密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ・手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど導線を工夫する。
- ・会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ・対面で長時間会話しない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ・イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行することなどの注意事項を周知する。

(3) 感染拡大防止に係る重要な留意点

- ・各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

4、町民への要請等

8月から10月にかけて、県内で感染者が増加した際の主な感染経路については県外由来の感染を起点として、そこから家庭や職場に広がったものと考えられる。現在、大都市等で感染が急増している状況を踏まえ、そうした地域への移動については、その必要性を慎重に判断していただくとともに、以下の行動などを要請する。

(1) 日々の暮らしの感染対策

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底すること。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に留意すること。

- ・冬期間においても換気を行うとともに、適度な湿度を保つこと（寒い環境でも換気の実施、湿度40%以上を目安とした適度な保湿など）。
- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときは、かかりつけ医等の身近な医療機関、又は、「受診・相談センター」に相談すること。

（２）移動に関する感染対策

【県外に移動する場合の注意事項】

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。

【感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項】

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取り組みを行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を含む）。

（３）継続的な対策が必要となると見込まれることを踏まえ、「新しい生活様式」を定着させていくことを願います。

※「新しい生活様式」：①一人ひとりの基本的感染対策 ②日常生活を営む上での基本的生活様式 ③日常生活の各場面別の生活様式 ④働き方の新しいスタイル

5、指針の適用期間

この指針の適用期間は、当面の間とする。

6、指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

7、附則

この指針は、令和2年3月4日から施行する。

この指針は、令和2年3月27日から施行する。

この指針は、令和2年4月22日から施行する。

この指針は、令和2年5月6日から施行する。

この指針は、令和2年5月15日から施行する。

この指針は、令和2年5月29日から施行する。

この指針は、令和2年7月13日から施行する。

この指針は、令和2年7月31日から施行する。

この指針は、令和2年8月28日から施行する。

この指針は、令和2年9月18日から施行する。

この指針は、令和2年11月24日から施行する。